

## 会長あいさつ

会長 染川 朗

第22回中央委員会にご参集いただきました中央委員の皆さんお疲れ様でございます。

中央委員会の開会にあたり、まずは、コロナ禍の中、人と人との接触が避けられないため自らの感染リスクも高い現場で、懸命に高齢者や障がい者の暮らしと命を支え続けている全ての組合員に敬意を表します。

さて、今回も新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて集合形式での開催を取りやめ、専従役員を除き、全面 Web 会議方式にて開催することとしました。本部の職員も含めてごく限られた人数で委員会を進めていくこととなります。進行に支障が無いよう努めてまいります。まだまだ不慣れな部分もあり行き届かない点がありましたらご容赦いただきたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで常任中央執行委員をメンバーとして計102回の対策会議を行って、組合員の感染状況の確認や様々な対策について対応を進めてまいりました。組合員の感染状況は一昨年1月から昨年末までの約2年間で1,000人強が感染をしている状況でした。一年間が52週間ですから1週間当たりおよそ20人程度の感染確認ということになります。しかし、オミクロン株の発生により、今年1月中旬からは感染者が急増し、今年になっておよそ1,000人が感染、一昨年からの累計では2,026人となりました。直近の1週間における組合員の感染者は400人を超えました。それまでが1週間当たり20人程度ですから、およそ20倍もの感染が現場で起きているということになります。その結果、感染者あるいは濃厚接触者の増加、学校休校、保育園休園等に伴い、人手不足の問題が大きくなっているほか、医療用抗原検査キットの不足などさまざまな問題が現場にのしかかっており、関係する議員とも連携のうえ、政府、厚生労働省や自治体等に働きかけを行っているところであります。

昨年10月の定期大会において、昨年4月の介護保険法改正や介護報酬改定について「『人材確保のための処遇改善』『他産業との処遇格差の是正』という視点で評価をすると私たちの組合員にとっては効果のある内容ではない」という見解を示させていただきました。そのような中で、次の法改正・報酬改定まで3年待てないというスタンスでNCCUの運動を展開していくとお話しさせていただいたわけですが、早速この2月から介護職員処遇改善支援補助金という形で介護職員一人当たり約9,000円の賃上げ政策を政府が実施をすることとなりました。

しかし、今回の支援補助金についても私たち NCCU が求めてきた「処遇改善の対象者を介護職員に限定することなく、ケアマネージャーや福祉用具専門相談員、事務員などすべての介護従事者を対象とする」ということについては、居宅介護支援事業所や福祉用具貸与事業所などが補助金制度の対象とならない事業所になっているため、かないませんでした。

そのため NCCU は、この制度の実施にあたり、昨年 12 月 8 日、『新たな経済対策における介護従事者の賃上げに関する要請書』を後藤厚生労働大臣宛に提出をしました。

その中で表明したのは、「介護従事者の賃金は全産業に比べて月収で 7 万円、年収で 120 万円低いため、そのことが最大の要因となり介護人材が確保できない状況となっており、全産業平均との格差を考えた時 9000 円の引き上げ額はあまりにも低いと言わざるを得ず、国は介護人材不足から介護保険制度の崩壊を招かないためにも、早急に全産業平均水準の賃金となるよう新たな措置を講ずるべきであるということ」。また、「介護職員処遇改善加算と特定処遇改善加算のように対象者が限定されることになると職員間格差が生まれると共に、心情的な軋轢が生じ、モチベーションの低下など多職種協働のチームケアである介護サービスに支障をもたらすこととなるため、すべての従事者を対象とするべきであること」などを要請しました。

加えて、政府の公的価格評価検討委員会において公的価格のあり方を見直す際、事業にかかる人件費やその他の費用の見込みを算出するにあたっては、多くの介護施設が法定の人員基準より手厚い人員体制で運営していることを踏まえ、法定人員基準ではなく実態に即した算出方法とするよう重ねて要請しています。

結果として、ご対応いただいた厚生労働大臣政務官は「今回の賃上げが最終ではなく、まずは介護職員にスポットを強く当てた部分がある。最終的にはさらに介護従事者の皆さんの賃金も、経済の成長も含めて考え、上げていくと認識している」と述べられ、従来の処遇改善の対象外となる職種が置き去りとされているという指摘に対しては、「しっかり受け止め、早期に検討してみたいと思う」との回答を引き出すことができました。

なお、今回の要請につきましては、政治顧問の山井和則衆議院議員にご尽力いただきましたことを加えて報告いたします。

昨年 11 月 30 日に投票が行われた 衆議院選議員選挙については、私たち NCCU の政治顧問、山井和則衆議院議員と柚木道義衆議院議員の再選に向けて取り込みを進めてまいりました。山井先生が選挙区で、柚木先生が比例で当選され、再び私たち NCCU の政治顧問として国会でご活躍いただけることとなりました。

しかし、ひとつの山を越えて安堵する間もなく、この夏には上部団体である UA ゼンセンの「かわいたかのり組織内参議院議員」の選挙が控えております。残された期間、私たち NCCU の組合

員と政治は決して無関係ではないこと、特に介護従事者の処遇改善・社会的地位の向上の実現のためには「かわいたかのり参議院議員」を引き続き国会に送り出す必要があることを、一人ひとりの組合員にしっかり伝える活動が大切だと考えています。皆さんのご協力をお願いいたします。

来月から次回の介護保険法改正に向けた社会保障審議会・介護保険部会が始まります。おそらく、要介護1から2の生活援助の取り扱いや、検証予定の施設系の法定人員緩和の件など、介護従事者の働き方や処遇に影響が考えられることもテーマとなるのではと考えています。NCCUからも介護従事者の代表として私が委員として出席することとなりますが、当然のことながら部会の中では、私の意見ではなく「NCCU組合員の総意」としての意見を述べなければなりません。そのため、来月から部会で議論するテーマに合わせて緊急WEBアンケート等を行うことが多くなると思います。趣旨をご理解のうえ、多くの組合員が協力してくれるように皆さんからも働きかけをお願いします。

これから本中央委員会で春季労働条件交渉方針を決定することとなります。先ほどお話ししたように、NCCUは国に対して、介護従事者の処遇改善に向けた活動を行っていますが、一方で処遇改善は国や行政だけに頼って進めなければならないことではないと考えています。事業収支そのものは介護保険制度や介護報酬水準に受ける影響は大きいものの、事業収支の改善による処遇改善は、事業者としても事業者の責務として進めなければならないことであり、介護従事者の賃金は決して完全な介護報酬連動ではありません。最近では、実際にICTや介護ロボットの導入を促進し、生産性向上で得られた収益の改善部分を大幅な処遇改善につなげていく事業者も出始めています。物価が上昇し、同じ賃金で同じ生活が維持できない社会情勢等を踏まえて、処遇改善の必然性、業績への貢献、組合員の成長に対する評価などをしっかりと法人に訴えて、労働条件の向上のための力強い交渉を展開していかなければなりません。

最後に、これから方針を決定し、統一交渉として進めていく春季労働条件交渉は、決して組合役員、分会役員だけで臨むものではありません。組合員全員が一丸となって交渉に臨むことをお願いして、NCCUを代表しての挨拶とさせていただきます。

以上